

るものなり。而して人か生命を保有し若くは健康を傷害せざるときは多少金銭を取得し得べきは普通のことにして尙ほ物か果實を生ずると同じ。故に人は自己の生命に付ては金銭上の利益を有するものと云ふ可し従て之を保険に付することを得るなり。

我商法は第二の主義を採用したることは第六百七十八條の規定に徴しても明瞭なりとす。

凡そ人は自己の生命又は健康に付て保険契約を取結ひ得るのみならず。苟くも他人の生命又は健康に付て金銭上の利益を有する者ならんには自己の生命若くは健康を保険に付すると同じく之を保険に付することを得るなり。

(第一) 配偶者は法律上相互に相扶け相養ふ可き義務あるのみならず其關係甚だ親密にして殆んど同一體を成すものなれば。夫の生活上の利益は直接に婦の生活上の利益と爲り。夫か相當の地位を得るときは婦も亦相當の地位を得べし。之と同じく婦の生活上の利益は亦夫の生活上の利益と爲る可きを以て配偶者は特に相互に利益を有することを證明せざるも尙ほ相互に生命若くは

健康に付て保険契約を取結ぶことを得。

婚姻契約を取結ひたる男女即ち結髮者は相互に他の生命若くは健康に付て保険契約を取結ぶことを得る乎。換言せば此等の者は相互に被保険利益を有する乎と云ふに各國の法制其揆を一にせず。英國にありては之を許し、獨國にありては之を許すことなし。而して其之を許し又は之を許さざるは一に民法上婚姻契約は果して幾何の効力あるやの問題に歸着す。英法によれば婚姻契約當事者中の一方は違約者に對しは損害賠償を請求することを得従て違約者にして死亡することあらんか當事者の一方は損害賠償を請求すること能はざるに至る可きなり。故に英國にありては婚姻契約の當事者は相互に他の生命上に金銭的利益を有し従て被保険利益を有することゝなるなり。然るに本邦に於て婚姻契約が民法上有する効力如何と顧みるに婚姻契約は當事者の一方か自由に之を解除することを得るのみならず假令違約することあるも損害賠償の問題を生ずることなし。換言すれば民法上婚姻契約の効力を認めざるを以て當事者に於て相互に被保険利益を有することなく婚姻契約の當事者は相互

に他の生命に付て保険契約を取結ぶことを得ざるものなりとす。

(第二) 兄弟姉妹 は父若くは母を異にするものなるも又養子縁組上の兄弟なるも又同居して生活を共にする者なるも然らざる者も何れも相互に他の生命若くは健康に付て被保険利益を有するなり。蓋し兄弟姉妹は通常相愛の情深く若し困窮に陥りたる場合に於ては相互に養育するの義務あるか故に特に財産上の利益を有することを證明せざるも相互に他の生命に付て保険契約を取結ぶことを得るものとす。然れども此點に付て各國の法律は必ずしも同一ならず。英米の法律によれば兄弟姉妹と雖も特に財産上の利益を有することを證明するを必要とし若し其證明を得されは保険契約の効力なきこととなり居れり。

(第三) 父子其他の尊屬親及び卑屬親 は相互に他の生命若くは健康を保險に付することを得るや否やと云ふに此問題は多くは人事編の規定如何により其論結を異にするなり。親子の關係并に尊親屬と卑親屬との關係にして本邦慣習の認むるか如く極めて親密に極めて情愛に富み道德上及び法律上の義務頗る

重大なる制度を採用する國に於ては元より此等の者は相互に他の生命若くは健康に付て保険契約を取結ぶことを許さる可きは殆んど疑を容れざる所なりとす。然るに翻て各國の法制を按するに我國從來の法律の如く其法律上及び道德上の關係甚だ親密ならざるか故に果して親は子の生命に付て、子は親の生命に付て、又其他の尊屬親は卑屬親の生命に付て、卑屬親は尊屬親の生命に付て被保険利益を有するや否やは大に議論の存する所なり。古代に於ては親と子との生命上には金錢的利益を有せざるものとし従て親子は相互に他の生命に付て保険契約を結ぶことを得ざるに一定したりしか。後世に及んで被保険利益の意義漸次に嚴格より寛大の傾向を生じ親と雖も子か未成年の間は子の收益を取得するの權ありて、親は未成年の子の生命を保險に付することを得と云ふに至り。又民法上に於ても父は幼者の收益を取得するを得るを以て若し幼者を誘拐して其收益を妨害する者あるときは父は訴訟を起して其救済を求むることを得べく。従て父は幼者に對し被保険利益を有すと云ふに至れり。然らば子か成年に達したるときは如何と云ふに父にして子の生命に付き金錢上の

利益を有することを證明するときは亦保険契約を取結ぶことを得るなり。例せば子加成年に達するも父か甚しく老衰し自ら生活を爲す能はざる場合には、子は父に養料を給する義務あり。従つて父は子の生命に付て被保険利益を有すと云ふを得べきか如し。之に反して子か父の生命を保險に付するに付ては外國の法律は甚だ寛大の方針を取り前述の場合と其權衡を得ざるものあり。是れ我國の習慣及び法律と差異あるにより然るなり。乍併現時にありては此等外國に於ても法律上必要なる場合に於ては親子間相互に養料を給する義務を認むるのみならず。此の如き近親間には徳義上の觀念と自然の情愛と次第に篤きを加へ法律の規定によらざるも尙ほ此等近親間には相互に養料を給する義務あるを認め従て相互に他の生命に付て被保険利益ありと爲し雙方の間亦疊時の不權衡を見ざるに至れり。而して現に米國の或る州に於ては親子其他の尊屬親及び卑屬親は相互に他の生命に付て被保険利益を有するの理由を成文法を以て認めたり。

以上述べ來りたるものは凡て金錢上の利益を有することを特に證明するを要せず、法律か當然金錢上の利益を有するものと見做し且自由に相互に他の生命若くは健康に付て保險者と保險契約を取結ぶことを得ること尙ほ自己の生命若くは健康を保險に付すると同一に見做すものなり。

(第四) 債權者も亦債務者の生命若くは健康に付て被保険利益を有するかゆゑに保險者と保險契約を取結ぶことを得。何となれば法律は債務者にして生命を保有し健康を保持するときは債權者は其債權の辨濟を受くる希望極めて確實なるも。之に反して債務者にして死亡するあらんか其債權の辨濟を受く可き希望殆んど皆無に屬す可しと見做せばなり。幼者に金錢を貸與せる債權者は債務者たる幼者の生命若くは健康に付て被保険利益を有するや否やは幼者の行爲は民法上如何なる効力を有するかの問題と其消長を共にするなり。若し英法の如く幼者と取結ひたる契約は全く無効なりとせば債權者は幼者の生命に付て決して被保険利益を有することなかるへし。然れども幼者と取結ひたる契約は單に取消し得べきものたる法律の下に於ける債權者は被保険利益を有するものと云はざるを得ざるなり。次に出訴期限を經過したる債權者は

債務者の生命に付て被保険利益を有するや否やと云ふに。出訴期限の性質如何によりて其論結を異にせざる可からず。即ち出訴期限にして時効と同じきものならんには出訴期限の経過は債権を全く消滅せしむるものなるか故に債権者は被保険利益を有せざるものなるも。之に反して出訴期限の経過は單に出訴することを得ざるに過ぎざるるとき。換言すれば裁判所の力を藉りて請求することを得ざるの効力に過ぎざるるときは債権者は被保険利益を有するものと云はざるを得ざるなり。

(第五) 組合員 組合員相互の生命若くは健康は組合の利害に影響を及ぼすこと甚だ重大なるか故に組合の營業を爲す者は他の組合員の生命若くは健康に付て相互に被保険利益を有するものとす。

(第六) 射倂契約の債権者 は債務者の生命若くは健康に付き被保険利益を有するや否や。例せば甲なる債権者か乙なる鑛山業者に資本を貸與し其辨濟の法は元金と共に収益の二分一若くは三分一を受取る可きことを約したりとせん。此収益の二分一若くは三分一を受取ることは射倂の性質を帶ふ。換言

すれば不確實の債権なり。債権者は此不確實の債権に付て被保険利益を有するかと云ふに英米の法律は被保険利益を有することゝ爲り居れるか。惟ふに我國の法律と雖も別に制限を加へたる條項なきを以て彼の賭博保險と爲る可き者を除き其他は概して被保険利益を有することゝ爲す可きに似たり。

### 第五節 保險契約の無効及び解除

(第一) 保險に付したる生命若くは健康が保險契約取結の當時に於て既に存在せざるときは其契約は無効に歸するものなり。但保險申込人か其事實を知らざるときは有効とす。

元來保險法の原則に依れば既に述べたるか如く當事者雙方が危險の既に存在することを知らず且つ既に危險發生したるも有効たるべき旨を明示して契約を取結ふにあらざれば契約の當時既に發生したる危險に對する保險は當然無効に歸せざるへからず。然るに生命保險の場合に於ては保險申込人か其事實を知らざるときは契約は有効にして當事者の特に明約するを要せざるなり。

然らば斯る例外を設けたるは果して如何なる理由に依るやと云ふに。蓋し生

命保険は普通保険の性質の外に應算方法に基く資本積立の性質を有し。而して此性質は死亡又は病傷に何等の關係を有するものにあらず。加之普通保険は専ら將來に生ずべき損害を主眼として取結ふべきものなるか故に當事者が特約を取結ふにあらされは既に發生したる損害は保險者の負擔に歸すべきものにあらされども、生命保険は他に貯金の性質を帶ふるか故に保險申込人に惡意なき以上は其缺點を補ふに足るべし。是れ特に當事者の明約を必要とせざる所以なり。

(第二) 被保險者か己むを得ざるにあらずして任意に加へたる損害又は被保險物の性質、固有の瑕疵等に因り直接に生ずべき損害は保險者之を負擔すべきものにあらず。然れども此原則は生命保険には直ちに之を適用することを得ず。抑も人の死亡又は病傷は遺傳に因るにあらされは多くは過失若くは輕忽より生ずるものにして全く老衰に因りて天命を終る者の如きは極めて稀少のことに屬す。故に人の死亡若くは病傷は多くは己むを得ざるにあらずして自己か任意に加へたる原因に由るか、又は生命固有の性質並に瑕疵に因るものと云は

ざるを得ず。然るに若し保險の普通原則を生命保険にも適用するものとせば、保險者は殆んど總ての場合に於て其賠償の責を免かるゝこととなるべく。生命保険は結局其効力を見ざるに止まんのみ。是を以て我商法第六百八十二條第二號は特別の規定を設けたり。曰く「生命若くは健康を保險に付し又は付せしめたる者か契約上負擔したる義務に違反し又は放蕩粗暴其他故意の所爲に因りて生命を短縮し若くは健康を毀損したるときは保險契約は無効なり」と。今此法文に依れば、保險契約は取結の當初より無効なるか如きも其精神とする所は唯た保險者は賠償の責任を免かるゝと云ふに在るなり。左に之を分説すべし。

(一) 契約上負擔したる義務に違反し爲めに生命を短縮し若くは健康を毀損したる場合 保險當事者は特約を以て妄りに大洋を航行せざること又は軍夫と爲りて戦地に赴かず、其他鑛山の工夫の如き生命を危ふする職業に従事せざることと約することあり。此等の契約を締結したる以上は被保險者は勿論之を遵守するの義務あるものなり。故に若し之に違背し爲めに生命を失

ひ又は健康を毀損せる場合に於ては保険者は素より其損害を賠償するの義務なし。

(二) 被保険者か放蕩粗暴其他故意の所爲に因りて生命を短縮し又は健康を毀損したる場合 放蕩とは廣く之を解するときは學術に耽りて寢食を廢するか如きも亦之に包含す。然れども茲に所謂放蕩とは斯る意義にあらずして下等なる情慾を恣にする者を總稱し。暴食暴飲の如きも亦之に含蓄せらるゝものとす。斯る所爲に因りて生命を失ひ又は健康を傷けたるときは保険者は損害を賠償するの義務なし。草案起稿者ロエスレル氏は放蕩の説明を下して曰く「一回若くは偶成の放蕩は之を算入せず唯た習癖と爲りたる放蕩のみを指すと。然れども法文上の解釋としては斯る區別を認むること能はざるのみならず偶成の放蕩は却て生命を短縮し又は健康を毀損するの原因たること屢々實見する所なり。而して夫の習癖と爲りたる放蕩が果して死亡若くは病傷の原因たるやを定むるは極めて容易の事にあらず。故に立法上より之を論ずるも此の如き區別を爲すは決して其當を得ざるものとす。

又英米の判決例に依るも決して一時の放蕩と習癖の放蕩との間に這般の區別を認むることなく。苟も死亡又は病傷の主たる原因と爲りたる放蕩は保険者の義務を釋放すへきものとせり。又英米の一判例に曰く「保険者は被保険者か其死亡の以前より長年月間放蕩の習癖ありしことを證明するも未だ以て其責任を釋放せしむるに足らず。斯る習癖は多少生命を短縮し健康を毀損するの傾向を有することは疑なきも之を以て直ちに被保険者請求權を喪失するものとせば實に生命保険は半文錢にたも値ひせすと謂ふへしと。故に余は保険者にして賠償の責任を免かれんと欲せば必ず其放蕩か死亡若くは病傷の主たる原因たりしことを證明せざるへからざることを信す。換言せば此死亡と放蕩との間には明瞭なる關係ありて死亡は放蕩より生したるものなることを相當に推測し得るときは保険者は其責任を免かるゝこと能はず。且つ又此死亡の原因たりし放蕩は全く被保険者の任意に出てたるものならざるへからず。故に醫師の勸告に因りて多量の酒を飲み之か爲めに死亡することあるも又夫の感冒に罹り爲めに死亡することあるも是れ

故意に出でたるものにあらざるか故に保険者は決して其責任を免かるゝことを得ざるなり。

粗暴其他故意の所爲とは相當の理由なくして輕忽なる故意の所爲を云ふ。例之巨額の償金を得んとしてナイヤガラの瀑布の下を遊泳するか如き所爲は素より自殺するの意思ありと推測し得ざるも是れ極めて無法なる輕忽の所爲なるか故に若し之か爲めに死亡するも保險者は賠償の責を免かるべし。然れども夏期に於て平素遊泳の心得ある者か隅田川の中流を横斷するも是れ決して粗暴の所爲と云ふを得ず。故に若し誤て溺死することあるも保險者は賠償の責任を免かるゝことを得ざるなり。要するに其粗暴の所爲なりしや否やは裁判官か事實を調査したる上の決定に任すべきものなり。

(三) 重輕罪を犯したる所爲に因り死亡若くは病傷を招き又は決闘自殺等の爲めに死亡を招きたる場合 此場合に付ても保險者は何等の責任なきものとす。尙ほ場合を別て之を論究すべし。

(甲) 生命を保險に付したる者か有罪判決に依り直接に死亡若くは病傷を招

き又は其原因か有罪判決の執行中に生じたる場合 此場合に於ては保險者は賠償の責任なきものとす。是れ我商法第六百八十二條第三號の規定する所なり。例之死刑の判決を言渡され其執行に因りて絞首せられたるときは保險者は勿論賠償の責任を免かるべく。若し又死刑の宣告を受けたる者か未だ刑を執行せられざる以前に於て死亡することあるも保險者亦其責任を免かるゝものとす。禁錮若くは懲役の刑を受けたる者か其刑の執行中に死亡若くは病傷に罹りたるときは保險者亦其責任を負ふことなし。是れ我法文上至當の解釋なりとす。然れども死刑の判決を受けたるにあらずして唯だ禁錮若くは懲役の刑を受けて在獄中疾病に罹り若くは死亡したるの故を以て保險者の總ての義務を免脱せしむるは頗る嚴格に失するなき乎を疑ふものにして其理由の存する所を見ざるなり。

(乙) 死亡若くは病傷か重罪若くは輕罪を犯したる直接の結果として生じたる場合 此場合に於ても保險者は其危険を負擔する義務なし。例之強竊盜か所有者の爲めに殺傷せられ或は追跡せられて逃亡する爲めに二階よ

り地上に飛下して身體を毀傷し或は爆裂彈を投して人を殺傷せんとし却て自己の身體を毀傷したるか如き場合に於ける死傷は畢竟犯罪の直接の結果として生ずるものなるか故に保險者は其損害を賠償するの責なきや論を俟たす。

(丙) 決闘其他故意の所爲に因りて死亡若くは病傷を招きたるとき 故意の所爲に因りて生したる危険は保險者の負擔すべきものにあらざることば一般の原則なり。従て生命保險に於ても斯る場合に於ける危険は保險者に負擔の責なしとす。而して又普通の能力者か故意に自殺したる場合に於ても猶ほ保險者に賠償の責任あらざること何人も疑はざる所なり。又人か誤て死亡したるとき例之滋養物と信して毒物を食し爲めに死亡若くは病傷を招きたる場合に在りては保險者は賠償の責任を有することは是れ亦何人も疑團を容れざる所なりとす。然れども無能力者の自殺に關しては古來學說二派に分れて未だ一定せず。其第一説に曰く「自殺の目的を達せんか爲めに苟も任意に出てたる所爲にして其目的に相當する方法な

るときは之を行ひたる者か其所爲の道德上の性質を理解するの能力なきも尙ほ保險者は賠償の責任を免かるゝものなり。然りと雖も若し物理上の性質をも理解すべき能力なきときは保險者は其責を免かるゝことを得ずと。次に其第二説に曰く「如何に故意の所爲を行ふとも其當時抑制すること能はざる感動の爲めに之を行ひ道德上に於ける其所爲の性質如何を知るの能力なきときは保險者は決して其責任を免かるゝことを得ずと。第一説は從來裁判例及び多數の學說の採用せる所なりしか今日に於ては第二説其勢力を占むる傾向あり。要するに苟も精神能力を喪失したるものか自殺したる場合は假令故意を以て之を行ふも尙ほ保險者は其責を免かるゝことを得ざるものとす。

以上講述したる三個の原因は何れも生命若くは健康を保險に付し又は付せしめたる者か之を作為せる場合にのみ適用するものにして此等の者に關係なき第三者に於て其原因を作成したる場合には之を適用し得ざるものとす。而して其(三)に説述したる事項は元來公益上の理由に基因するものなるか故

に反しや當事者間に於て反對の契約を取結ぶとも全く其効力を有することなし。

商法第六百八十四條に依れば、保險の無効は保險者か契約の無効を致す情況を知りたる後尙ほ契約を被保險者と繼續したるときは保險者より被保險者に對して之を主張することを得すとあり。蓋し此規定は保險者を保護するの精神なるを以て保險者は該契約を無効とするも將た繼續するも其自由に屬す。然れども若し其權利を行はずして依然契約を繼續するときはその權利は之を拋棄したるものと看做すか故に後に至りて無効を主張せんとするも能はざるは喋々を要せずして明瞭なる所なり。

次に商法第六百八十三條の規定に依れば總て保險無効の場合に於て特に保險契約を以て保險者より被保險者に償還すべき金額を約定したるときは勿論之を償還するの義務あり。若し又何等の特約なきときは保險者は少なくとも被保險者の積立てたる貯金の半額を償還するの義務あり。但し被保險者か詐欺又は惡意に因りて自ら無効に至らしめたるときは例外とす。又第六百八十八條に依れば

生命保險に於ては被保險者若しくは其權利承繼人は正當の時期に豫告を爲すときは契約を解除するの權利を有し且つ保險契約を以て定めたる金額若しくは積立金の半額を保險者より償還せしむるの權利あり。若し被保險者か右の償還を受くることを欲せざるときは則ち之を利息付の預金に變換するの權利を有す。而して保險料の不拂の如きは保險者に於て之を契約解除の豫告と看做し得るものなりとす。此二個條の規定は普通保險の原則と大に異なり。又普通契約の規定とも全く相容れざる所なり。

我商法は何か故に斯る特別の規定を設けたるやと云ふに是れ畢竟生命保險の特性に基つきたるものなりとす。即ち(第一)生命保險には貯金の性質あること。(第二)生命保險は一般に其期限長くして十數年若しくは終身の久きに亘るものあるか故に被保險者に於て屢々之を解除するの必要を生ずることあり。例之子孫の爲めに自己の生命を保險に付したるに其子孫か却て自己に先ちて死亡することあらんには最早保險を繼續するの必要を見ざるか如し。斯る場合に於ては被保險者は通常其保險契約を解除せんことを欲するなり。是故に現行生命保險の約款

14  
544

を見るに通例被保険者は其契約を解除することを得へく。若し之を解除したるときは積立金の幾部は保険者より之を返還すべきものと爲せり。之を要するに我法律に於ては生命保険に積金の性質あると現行契約上の慣習とに依り斯る規定を設けたるものなるべし。

以上既成商法に於ける保険法の規定を講了したるを以て茲に斯法の講筵を閉つべし。

保険法終



東京專門學校法律科  
第八回二年級講義錄  
保險法  
馬場 愿治 講  
完

14  
5447

035438-000-8

14-5447

保險法

馬場 愿治/述

M30?

BBO-0638

